

目的	<p>保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。</p>
補助要件	<p>次の①から⑨までをすべて満たす施設であること。</p> <p>① 開所時間をパンフレット、ホームページなどにより、周知していること。</p> <p>② 保育認定を受けた児童で、保護者の就労等により通常の利用時間を超えてさらに保育が必要な児童のうち、延長保育実施施設に対し利用を申し込み、かつ、延長保育利用料を負担して実際に延長保育を利用した保育の実施児童を対象児童とすること。ただし、大阪市保育費用徴収金額表に定める第1階層及び第2階層等の延長保育利用料免除対象児童については、延長保育利用料の負担の有無に関わらず、実際に延長保育を利用した保育の実施児童を対象児童とする。</p> <p>③ 対象児童に対し、必要に応じ、間食又は給食等を提供すること。</p> <p>④ 延長保育を行うにあたって必要な職員を配置していること。</p> <p>⑤ 延長保育実施施設は、翌月10日（当日が休日の場合は、その翌日）までに、平均対象児童数等実績表（別紙5-4-①②③）、延長保育事業月報（別紙5-5）及び利用料減免加算対象者名簿（別紙5-6）により、毎月の利用状況を本市が指定する方法で市長あて報告しなければならない。</p> <p>⑥ 延長保育実施施設は、毎月の利用状況について、標準時間認定における保育前延長・保育後延長、短時間認定における保育前延長・保育後延長の延長保育事業区分ごとに、児童退園（登園）時刻一覧表（別紙5-7）を作成すること。</p> <p>⑦ 延長保育実施施設は、本市が指定する月（おおむね1回）分の児童退園（登園）時刻一覧表（別紙5-7）、及び当該様式を作成した根拠資料（各施設で保管している児童の登園・退園時刻記録簿等）を本市が指定する日までに本市が指定する方法で提出しなければならない。</p> <p>⑧ 延長保育を行う施設は、5月1日時点の利用実績等を記入する延長保育実施状況調査票（別紙5-8-①②③）の提出を本市が指定する日までに本市が指定する方法で行うこと。</p> <p>⑨ 延長保育の利用にかかる申込内容を記入する延長保育利用登録児童台帳（別紙5-9-①②）を作成し、当該年度末までに本市が指定する方法で提出しなければならない。</p> <p>補足①延長時間</p> <p>延長時間の設定に当たっては児童の心身に与える影響を考慮して、児童の福祉が著しく阻害されることのないよう配慮すること。</p> <p>また、延長保育実施施設においては、原則としてあらかじめ定めた延長時間の間は施設を開所しなければならない。ただし、施設が定めた延長時間までに全ての利用児童が退園した場合には、この限りでない。</p> <p>なお、補助要件が年度途中において、天災など一部の特殊な事情を除き、著しく欠ける場合は、補助金の停止、減額及び返還の対象となる。</p>

補足②対象児童数

- (1) 事業の対象は、施設の定めた各々の延長時間の平均対象児童数が次のとおりであること。
- ア 標準時間認定
概ね6人以上であること。ただし、2時間延長以上の施設については3人以上、30分延長の場合は1人以上であること。
- イ 短時間認定
概ね1人以上であること。なお、保育標準時間を超えた延長については、標準時間認定と同様の取り扱いとし、標準時間認定児と合算して算出すること。
- (2) 延長保育実施施設において延長保育を利用する児童のうち、施設が定めた延長時間までの利用を必要としない児童についても、短時間認定の場合は31分以上、標準時間認定の場合は15分以上の延長保育を利用する場合には、本事業の対象とすること。

補足③人員配置

- 延長保育を行うにあたって必要な職員は次のとおりとする。
- 保育士を、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできないが、保育士1名で配置の要件を満たし、合わせて保育士を1名しか置くことができない場合には、もう1名を、保健師、看護師及び准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができることとする。必要に応じて適宜事業担当職員以外の協力を得て実施することは差し支えない。
- また、4時間以上の延長保育を行う施設においては、内1名を常勤職員とすること。
- なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。

補足④共同保育

- 延長保育を「大阪市特定教育・保育施設及び地域型保育事業所における共同保育実施要綱」に規定する共同保育により実施施設等において実施する場合は、次のとおりとする。
- (1) 依頼施設等において通常保育を受ける子どもが実施施設等において延長保育を受ける場合の延長保育事業にかかる補助金については、実施施設等が申請し、交付を受けるものとする。
- (2) 依頼施設等において通常保育終了後に引き続き延長保育を行った場合において、依頼施設等の延長保育後引き続き実施施設等において行われる保育については、延長保育にかかる補助金の補助事業たる延長保育には該当しないものとする。
- (3) 延長保育料の取扱いについては「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」（令和2年4月1日制定）に定めるところによる。
- (4) (1)項の規定にかかわらず「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」第5項の規定が適用される場合における、保護者が負担する延長保育利用料の免除にかかる補助金については、依頼施設等が申請し、交付を受けるものとする。

補助対象	(開所時間を延長するために必要な担当保育士等の人件費(超過勤務手当を含む)、光熱水費、保育材料費、給食費等の費用) - (保護者負担額)
算定基準	別添1のとおり

要綱第5条第2項(交付規則第4条の市長が必要と認める添付書類)

- ・施設職員名簿
- ・大阪市特定教育・保育施設等運営補助金(延長保育事業)実施計画書(別紙5-1)
- ・開所時間が明記されたパンフレット、ホームページを印刷したもの等
- ・延長保育の利用料(設定金額)のわかる資料

要綱第9条第2項(交付規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更)

月次利用報告書の提出により確認できる施設の現況の変化。

平均対象児童数及び登録児童の状況や従事職員の状況等の変更を要するもののうち、補助金の予定金額が交付決定額より低くなるもの。

要綱第9条第3項(交付規則第6条第3項の必要な条件)

- ・大阪市特定教育・保育施設等運営補助金(延長保育事業)変更承認内訳書(別紙5-2)

要綱第13条第2項(交付規則第14条のこれに相当する書類その他市長が必要と認める添付書類)

- ・職員配置の状況及び人件費計算書
- ・管理費等計算書
- ・保護者徴収額一覧表
- ・全職員の源泉徴収簿又は、当該年度分が1人1枚になった賃金台帳の写し
- ・資金収支決算内訳表等(提出予定(見込み)のもの)の写し
- ・大阪市特定教育・保育施設等運営補助金(延長保育事業)実績報告内訳書(別紙5-3)
- ・平均対象児童数等実績表(別紙5-4-①②③)
- ・平均対象児童数等実績表(利用料減免加算額明細表)(別紙5-4-④)
- ・保護者徴収金台帳の写し

延長保育事業の算定基準額（補助限度額）は以下のとおりとする。

(1) 延長保育を実施する施設（以下「実施施設」という。）の延長時間は、次のとおりとする。

- ① 延長時間は、実施施設を利用する児童の保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、保育短時間の場合は8時間、保育標準時間の場合は11時間の開所（給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前11時頃から午後10時頃まで）を基本として実施施設が自由に設定することができる。
- ② 実施施設における延長時間は、標準時間認定の場合は、11時間の開所時間の前後で、さらに概ね30分（以下「30分延長」という。）、1時間（以下「1時間延長」という。）、2時間（以下「2時間延長」という。）、3時間（以下「3時間延長」という。）、4時間（以下「4時間延長」という。）、5時間（以下「5時間延長」という。）、6時間（以下「6時間延長」という。）、7時間（以下「7時間延長」という。）、8時間（以下「8時間延長」という。）、9時間（以下「9時間延長」という。）とし、短時間認定の場合は、8時間の開所時間の前後で、さらに概ね1時間延長、2時間延長、3時間延長とする。

(2) 延長保育の対象児童は、次に該当する保育認定を受けた児童とする。

① 標準時間認定の場合は、11時間の開所時間（給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前11時頃から午後10時頃まで）の前後それぞれの時間において、

- ア 30分延長にあつては、15分以上の時間まで
- イ 1時間延長にあつては、30分を超える時間まで
- ウ 2時間延長にあつては、1時間30分を超える時間まで
- エ 3時間延長にあつては、2時間30分を越える時間まで
- オ 4時間延長にあつては、3時間30分を超える時間まで
- カ 5時間延長にあつては、4時間30分を越える時間まで
- キ 6時間延長にあつては、5時間30分を超える時間まで
- ク 7時間延長にあつては、6時間30分を超える時間まで
- ケ 8時間延長にあつては、7時間30分を超える時間まで
- コ 9時間延長にあつては、8時間30分を超える時間まで

の延長保育を利用した児童とする。

② 短時間認定の場合は、8時間の開所時間（給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前11時頃から午後10時頃まで）の前後それぞれの時間で、11時間の開所時間の範囲内において、

- ア 1時間延長にあつては、30分を超える時間まで
- イ 2時間延長にあつては、1時間30分を超える時間まで
- ウ 3時間延長にあつては、2時間30分を越える時間まで

の延長保育を利用した児童とする。

なお、11時間を超えた延長については、①の標準時間認定児と同様の取り扱いとする。

③ 平均対象児童数

ア 平均対象児童数を算定するにあつては、日曜日、国民の祝日、休日及び年末・年始等の施設の休園日を除くこととする。

イ 平均対象児童数は、年間の各延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均すること。ただし、全ての時間区分において、同じ週の平均を求めること。

ウ 平均の算定には、小数点以下第一位を四捨五入して整数とすること。

(3) 補助基準額は次の①、②及び③の合計額とする。

① 標準時間認定の場合

延長時間区分及び児童の平均対象児童数により区分される次表の基本分及び加算分Ⅰに、延長保育の実施状況に応じて調整する加算分Ⅱを加えた額とする。

ただし、年度途中から事業を開始する施設にあっては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、千円未満の端数切捨てとする。

ア－1 基本分（1施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）		
	1～2人	3～5人	6人以上
30分延長	300,000	300,000	300,000
1時間延長	756,000	756,000	1,665,000
2時間延長	756,000	1,996,000	2,395,000
3時間延長	756,000	2,181,000	2,617,000
4時間延長	756,000	4,391,000	5,269,000
5時間延長	756,000	4,576,000	5,491,000
6時間延長	756,000	5,388,000	6,465,000
7時間延長	756,000	5,619,000	6,743,000
8時間延長	756,000	5,851,000	7,021,000
9時間延長	756,000	6,083,000	7,299,000

【夜間保育所で夜10時以降に延長保育を行う場合】

ア－2 基本分（1施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）		
	1～2人	3～5人	6人以上
30分延長	300,000	300,000	300,000
1時間延長	756,000	756,000	1,893,000
2時間延長	756,000	2,186,000	2,623,000
3時間延長	756,000	2,371,000	2,845,000
4時間延長	756,000	4,486,000	5,383,000
5時間延長	756,000	4,671,000	5,605,000
6時間延長	756,000	5,388,000	6,465,000
7時間延長	756,000	5,619,000	6,743,000
8時間延長	756,000	5,851,000	7,021,000
9時間延長	756,000	6,083,000	7,299,000

※11時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間区分別に算出した合計額とする。

※基本分の平均対象児童数の算定にあたっては、以下の順で行う。

30分延長には、1時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

1時間延長には、2時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2時間延長には、3時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

3時間延長には、4時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

4時間延長には、5時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

5時間延長には、6時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

6時間延長には、7時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

7時間延長には、8時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

8時間延長には、9時間延長に区分される利用児童も合算する。

その上で、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。

複数の延長時間区分に該当する場合は、最も補助額が高くなる区分を適用する。

※夜間保育所で夜10時以降に延長保育を行う施設については、ア-2により基本分を算出する。

イ 加算分Ⅰ（1施設あたり月額）

延長時間区分	平均対象児童数（月平均）				
	6～9人	10～19人	20～29人	30～39人	以上10人毎加算
1時間延長	66,000	86,000	111,000	136,000	25,000
2時間延長	77,000	115,000	163,000	211,000	48,000
3時間延長	87,000	156,000	242,000	328,000	86,000
4時間延長	72,000	146,000	239,000	332,000	93,000
5時間延長	80,000	210,000	372,000	534,000	162,000
6時間延長	90,000	235,000	457,000	661,000	204,000
7時間延長	99,000	299,000	549,000	799,000	250,000
8時間延長	109,000	346,000	642,000	938,000	296,000
9時間延長	119,000	393,000	735,000	1,077,000	342,000

※11時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。

※30分延長及び1時間以上延長で平均対象児童数が6人未満の場合は適用しない。

※1時間延長で平均対象児童数が6人以上の場合は、平均対象児童数の区分に応じた金額とする。

※2時間以上延長の場合、年間の平均対象児童数が6人以上いる最も長い延長時間及びその時間まで利用している児童の平均対象児童数の区分に応じた金額（A）とする。さらに、施設が設定した延長時間が9時間延長であって、9時間の延長保育の対象にはならないが8時間延長の対象となる利用児童（Aにより算定された児童を除く。）、7時間延長の対象となる利用児童（A、8時間延長として算定された児童を除く。）、6時間延長の対象となる利用児童（A、8時間延長及び7時間延長として算定された児童を除く。）、5時間延長の対象となる利用児童（A、8時間延長、7時間延長及び6時間延長として算定された児童を除く。）、4時間延長の対象となる利用児童（A、8時間延長、7時間延長、6時間延長及び5時間延長として算定された児童を除く。）、3時間延長の対象となる利用児童（A、8時間延長、7時間延長、6時間延長、5時間延長及び4時間延長として算定された児童を除く。）、2時間延長の対象となる利用児童（A、8時間延長、7時間延長、6時間延長、5時間延長、4時間延長及び3時間延長として算定された児童を除く。）、及び1時間延長の対象となる利用児童（A、8時間延長、7時間延長、6時間延長、5時間延長、4時間延長、3時間延長及び2時間延長として算定された児童を除く。）がいる場合は、その延長時間及び平均対象児童数により区分される金額を加算する。また、施設が設定した延長時間が8時間延長、7時間延長、6時間延長、5時間延長、4時間延長、3時間延長、及び2時間の延長の場合について、その延長時間に満たない各々の時間区分についても同様に加算する。ただし、平均対象児童数が1人以上いる最も長い延長時間、及び30分延長を除くすべての延長時間区分の平均対象児童数の合計数により区分される金額を本加算の上限額とする。

ウ 加算分Ⅱ（1施設あたり年額）

項目	適用要件	算定基準額
----	------	-------

土曜日 未実施減額	A 基本分の算定基準額が 756,000 円の区分の適用となる施設のうち、土曜日に延長保育を実施しない場合	▲123,000
	B 上記に該当しない施設のうち、土曜日に延長保育を実施しない場合（ただし、基本分の算定基準額が 300,000 円又は 0 円の区分の適用となる施設を除く）	▲456,000
夜間延長 促進加算	2 時間以上延長かつ 20 時以降まで開所する場合	300,000

※土曜日未実施減額については、土曜日の開所時間を 11 時間以下に設定し、公表している施設に適用する。

※土曜未実施減額については、11 時間の保育標準時間の前後それぞれで延長保育を実施している場合は、基本分の算定基準額が高い方（同額である場合はどちらか一方）の時間帯に対して適用する。

※土曜日未実施減額 B については、加算分 I の年額に対する調整とし、加算分 I との合計が 0 円になる額を上限とする。

※夜間延長促進加算については、開所時間を 20 時以降までの時間に設定し、かつ 11 時間の保育標準時間の前後 2 時間以上の延長保育を実施することを公表している施設に適用する。

② 短時間認定の場合

平均対象児童数が 1 人以上いる延長時間により区分される次表の延長保育単価に、短時間認定在籍児童数をかけて得られた額とする。なお、短時間認定在籍児童数とは、毎月初日に在籍する短時間認定児童の数を年間平均した数（小数点以下第一位を四捨五入）とする。また、各施設が設定した 8 時間の短時間認定児の処遇を行う時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。ただし、各施設が設定した短時間認定児の処遇を行う時間上、前後の延長時間が 1 時間 30 分ずつとなる場合で、かつ前後それぞれの平均対象児童数が 1 人以上いる場合は、前後を合算し 1 事業として 3 時間延長の区分を適用するものとする。

ただし、年度途中から事業を開始する施設にあつては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、十円未満の端数切捨て（下表の児童 1 人あたり月額により算出）とする。

延長時間区分	短時間認定在籍児童 1 人あたり年額	(児童 1 人あたり月額)
1 時間延長	18,800	(1,500)
2 時間延長	37,600	(3,100)
3 時間延長	56,400	(4,700)

※短時間認定の平均対象児童数の算定にあたっては、前後それぞれの延長時間区分別に、以下の順で行う。

1 時間延長には、2 時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2 時間延長には、3 時間延長に区分される利用児童も合算する。

その上で、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。

※複数の延長時間区分に該当する場合は、平均対象児童数が 1 人以上いる最も長い延長時間区分を適用する。

※11 時間の保育標準時間を超える延長保育については、標準時間認定児と合算することとし、①により算出すること。

③ 利用料減免にかかる加算分

実施施設は、生活保護世帯及び保育認定里親世帯（以下第1階層とする）及び市町村民税が非課税世帯（以下第2階層とする）の世帯のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く。）から本市へ避難した対象児童について、標準時間認定の場合の延長保育利用料の免除を行うことができる。

この場合、該当する児童1人につき、標準利用料を限度として実際に免除した年間合計額を加算する。

また、市町村民税が非課税世帯（第2階層）のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯については、標準時間認定の場合の延長保育利用料の一部を減免することができる。

この場合、該当する児童1人につき、標準利用料もしくは実施施設で設定している利用料のうちいずれか低い方と実徴収額との差額を加算する。

なお、加算金額については、標準利用料と市町村民税が非課税（第2階層）（その他）世帯標準利用料との差額を限度とする。

※災害救助法適用地域から本市へ避難した者であることの確認

実施保育所が利用の申込みを受け付ける際に、被災地自治体が発行する罹災証明または運転免許証、健康保険証等、住所・本人確認ができる資料により確認し、その写しを延長保育利用登録児童台帳（別紙5-9-①②）に添付すること。

なお、罹災証明その他の資料がやむをえず提出できない場合は、申告書の徴取をもってこれに代えることができる。

(4) 標準利用料

実施施設は、延長時間に応じて施設が設定する利用料を保護者から徴収するものとする。ただし、生活保護世帯及び保育認定里親世帯（第1階層）及び市町村民税が非課税（第2階層）の世帯のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く。）から本市へ避難した対象児童について、利用料の免除を行うことができる。

なお、市町村民税が非課税世帯（第2階層）のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯については、利用料の一部を減免することができる。

① 標準時間認定の場合

延長時間区分	標準利用料（月額）	市町村民税非課税 （第2階層）（その他）世帯 標準利用料（月額）	市町村民税非課税 （第2階層）（その他）世帯 補助上限額
1時間延長以下	2,900円	1,000円	1,900円
2時間延長	5,900円	2,000円	3,900円
3時間延長	6,800円	2,300円	4,500円
4時間延長	10,900円	3,600円	7,300円
5時間延長	12,300円	4,100円	8,200円
6時間延長	13,600円	4,500円	9,100円
7時間延長	14,500円	4,800円	9,700円
8時間延長	15,400円	5,100円	10,300円
9時間延長	16,300円	5,400円	10,900円

② 短時間認定の場合

延長時間区分	標準利用料（日額）
1時間延長	300円
2時間延長	600円
3時間延長	700円

[別紙5-1]

種 別	保育所 ・ 認定こども園
施 設 名	

大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（延長保育事業）実施計画書

1 開所時間

最大開所時間		時	分	～	時	分	時間	分
保育短時間（8時間）		時	分	～	時	分	時間	分
保育標準時間（11時間）		時	分	～	時	分	時間	分
保育短時間認定の 延長保育時間	(前)	時	分	～	時	分	時間	分
	(後)	時	分	～	時	分	時間	分
保育標準時間認定の 延長保育時間	(前)	時	分	～	時	分	時間	分
	(後)	時	分	～	時	分	時間	分
土曜日開所時間		時	分	～	時	分	時間	分

2 周知方法

(パンフレット ・ ホームページ ・ その他 _____)

3 交付算定基準額

項目		基準額	算定基準		
保育標準 時間認定	基本分	円	(前)	時間延長 人区分	
			(後)	時間延長 人区分	
	加算分Ⅰ	円	(前)	時間延長 人区分	
			(後)	時間延長 人区分	
	加算分Ⅱ	円	土曜日未実施減額		円
			夜間延長促進加算		円
保育短時間認定	円	(前)	時間延長 ×	人	
		(後)	時間延長 ×	人	
		短時間認定在籍児童数(年平均見込)		人	
利用料減免加算	円	円 ×	人 ×	月	
		円 ×	人 ×	月	
		円 ×	人 ×	月	
合 計		円	/		

※収支予算書 D欄 に記入

4 添付書類

- ・ 施設職員名簿
- ・ 開所時間が明記されたパンフレット、ホームページを印刷したもの等
- ・ 延長保育の利用料（設定金額）のわかる資料

種 別	保育所 ・ 認定こども園
施 設 名	

大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（延長保育事業）変更承認内訳書

1 標準時間認定

変更 あり ・ なし (変更なしの場合は以下記入不要)



変更する内容及びその理由

交付算定基準額

	基本分	加算分Ⅰ	加算分Ⅱ	合計
当初交付決定額	円	円	円	円
変更申請額	円	円	円	円

(対象児童数の増加 ・ 対象児童数の減少 ・ 実施内容の変更) による変更
(いずれかに○をつけること)

2 短時間認定

変更 あり ・ なし (変更なしの場合は以下記入不要)



変更する内容及びその理由

交付算定基準額

当初交付決定額	円
変更申請額	円

短時間認定児童数の (増加 ・ 減少) による変更

3 利用料減免にかかる加算分

変更 あり ・ なし (変更なしの場合は以下記入不要)



() 月までの利用料減免額				() 月までの利用料減免額			
第1階層	延べ	人	円	第1階層	延べ	人	円
第2階層	延べ	人	円	第2階層	延べ	人	円
第②階層	延べ	人	円	第②階層	延べ	人	円
被災者	延べ	人	円	被災者	延べ	人	円

交付算定基準額

当初交付決定額	円
変更申請額	円

交付変更申請額	円	(当初交付決定額	円)
---------	---	----------	----

[別紙5-3]

種 別	保育所 ・ 認定こども園
施 設 名	

大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（延長保育事業）実績報告内訳書

1 補助金交付対象事業の名称

延長保育事業

2 交付算定基準額

項目		基準額	算定基準
保育標準 時間認定	基本分	円	別紙5-4-①②のとおり
	加算分Ⅰ	円	
	加算分Ⅱ	円	土曜日未実施減額
夜間延長促進加算			円
保育短時間認定		円	別紙5-4-③のとおり
利用料減免加算		円	別紙5-4-④のとおり
合 計		円	

収支決算書 D欄 に記入

3 添付書類

- ・ 職員配置の状況及び人件費計算書
- ・ 管理費等計算書及び保護者徴収額一覧表
- ・ 全職員の賃金台帳の写し
- ・ 資金収支決算内訳表（提出予定（見込み）のもの）の写し
- ・ 平均対象児童数等実績表（別紙5-4-①②③）
- ・ 平均対象児童数等実績表（利用料減免加算額明細表）（別紙5-4-④）
- ・ 保護者徴収金台帳の写し

延長保育事業月報 (年 月分)

施設所在地
施設種別
施設名

標準時間認定 (前・後)

[延長保育対象時間 時 分 ~ 時 分]

(対象時間帯) 延長時間	平均対象 児童数	利用料減免加算額			
		第1階層分	第2階層分 (ひとり親世帯等)	第②階層分 (その他)	被災者分
(:) ~ (:) 30分延長	人	人 円	人 円	人 円	人 円
(:) ~ (:) 1時間延長	人	人 円	人 円	人 円	人 円
(:) ~ (:) 2時間延長	人	人 円	人 円	人 円	人 円
(:) ~ (:) 3時間延長	人	人 円	人 円	人 円	人 円
(:) ~ (:) 4時間延長	人	人 円	人 円	人 円	人 円
(:) ~ (:) 5時間延長	人	人 円	人 円	人 円	人 円
(:) ~ (:) 6時間延長	人	人 円	人 円	人 円	人 円
(:) ~ (:) 7時間延長	人	人 円	人 円	人 円	人 円
(:) ~ (:) 8時間延長	人	人 円	人 円	人 円	人 円
(:) ~ (:) 9時間延長	人	人 円	人 円	人 円	人 円
合 計		人 円	人 円	人 円	人 円

※当月の児童退園（登園）時刻一覧表（別紙5-7）をもとに作成すること。
 ※「延長時間」の上の（ ）内には、その延長時間に当たる時間帯が表示されているか確認すること。
 ※「平均対象児童数」は、延長時間区分ごとに各週の最も多い実利用児童数の平均の少数点以下第一位を四捨五入した整数とする。
 ※「利用料減免加算額」は、当月の「利用料減免加算対象者名簿（別紙5-6）」と一致していること。
 ※第2階層世帯とは、ひとり親世帯等及び在宅障がい児のいる世帯、第②世帯とは、その他の第2階層世帯とする。

利用料減免加算対象者名簿 (年 月分)

施設所在地
施設種別
施設名

No	登録時間	児童番号	児童氏名	年齢	延べ利用日数	減免区分	延長保育利用料の徴収状況			
							標準利用料(円)	基準料金(円)	徴収金額(円)	減免加算額(円)
1									0	
2									0	
3									0	
4									0	
5									0	
6									0	
7									0	
8									0	
9									0	
10									0	
11									0	
12									0	
13									0	
14									0	
15									0	
16									0	
17									0	
18									0	
19									0	
20									0	
21									0	
22									0	
23									0	
24									0	
25									0	
26									0	
27									0	
28									0	
29									0	
30									0	

※利用料減免加算の対象となる児童のみを記入すること。補助の対象となる延長保育の利用がなかった児童は記入しないこと。

※当月の「児童退園(登園)時刻一覧表(別紙5-7)」の内容と一致していること。

※“基準料金”欄には、各施設が定める利用料の額(減免を行う前の金額)を記入すること。

※“減免加算額”は、第1階層・第2階層・被災者世帯については、標準利用料を上限として実際に減免した額、第2階層世帯については、標準利用料もしくは各施設で設定している利用料のうちいずれか低い方と実徴収額との差額とする。

※第2階層世帯とは、ひとり親世帯等及び在宅障がい児のいる世帯、第2世帯とは、その他の第2階層世帯とする。

児童退園（登園）時刻一覧表（ 年 月分）

【標準・短時間 / 前・後】

施設名()

No.	登録時間	児童氏名	年齢	第1週					第2週					第3週					第4週					第5週					利用日数合計	減免区分	延長保育利用料の徴収状況							
				月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月			火	水	木	金	土	基準料金	徴収金額	減免額
				1																														円	円	円		
2																												円	円	円								
3																												円	円	円								
4																												円	円	円								
5																												円	円	円								
6																												円	円	円								
7																												円	円	円								
8																												円	円	円								
9																												円	円	円								
10																												円	円	円								
11																												円	円	円								
12																												円	円	円								
13																												円	円	円								
14																												円	円	円								
15																												円	円	円								
16																												円	円	円								
17																												円	円	円								
18																												円	円	円								
19																												円	円	円								
20																												円	円	円								
合計	30分延長																																					
	1時間延長																																					
	2時間延長																																					
	3時間延長																																					
	4時間延長																																					
	5時間延長																																					
	6時間延長																																					
	7時間延長																																					
	8時間延長																																					
9時間延長																																						
延長保育時間帯配置保育士数																																						
年齢別集計	0歳児																																					
	1歳児																																					
	2歳児																																					
	3歳児																																					
	4歳児																																					

※延長保育実施時間帯には、補助要綱に定める利用児童の年齢区分等に応じた配置基準により職員（保育士有資格者等）を配置してください。（2名以上）

※延長保育利用料の徴収状況の基準料金欄には、各施設が定める利用料の額（減免対象者については減免を行う前の金額）を記入してください。

児童退園（登園）時刻一覧表（ 年 月分）

【標準・短時間 / 前・後】

施設名()

No.	登録時間	児童氏名	年齢	第1週					第2週					第3週					第4週					第5週					利用日数合計	減免区分	延長保育利用料の徴収状況		
				月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金			基準料金	徴収金額	減免額
1																													円	円	円		
2																													円	円	円		
3																													円	円	円		
4																													円	円	円		
5																													円	円	円		
6																													円	円	円		
7																													円	円	円		
8																													円	円	円		
9																													円	円	円		
10																													円	円	円		
小計	30分延長																																
	1時間延長																																
	2時間延長																																
	3時間延長																																
	4時間延長																																
	5時間延長																																
	6時間延長																																
	7時間延長																																
	8時間延長																																
9時間延長																																	
合計	30分延長																																
	1時間延長																																
	2時間延長																																
	3時間延長																																
	4時間延長																																
	5時間延長																																
	6時間延長																																
	7時間延長																																
	8時間延長																																
9時間延長																																	
延長保育時間帯配置保育士数																																	
年齢別集計	0歳児																																
	1歳児																																
	2歳児																																
	3歳児																																
	4歳児																																
5歳児																																	

※延長保育実施時間帯には、補助要綱に定める利用児童の年齢区分等に応じた配置基準により職員（保育士有資格者等）を配置してください。（2名以上）
 ※延長保育利用料の徴収状況の基準料金欄には、各施設が定める利用料の額（減免対象者については減免を行う前の金額）を記入してください。

延長保育実施状況調査票

施設所在地 _____
 施設種別 _____
 施設名 _____

1 登録児童数 (年 5月 1日現在)
 標準時間認定 (前 ・ 後) ※前・後のいずれかに○をつけること。

利用時間帯	減免区分	登録児童数	年齢別内訳					月額利用料(円) 日額利用料(円)		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
30分延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
1時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
2時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
3時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
4時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
5時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
6時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
7時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
8時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
9時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
合 計	—	人	人	人	人	人	人	人	人	/
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注) 「登録児童数」の下(点線以下)には、第1・第2階層及び被災者の児童数を再掲すること。

2 利用料金の設定方法 ※いずれかに○をつけて、必要箇所記入すること。

- (1) ・月額 ・日額 ・時間(具体: _____)
 ・その他(_____)
- (2) ・利用がなくても徴収する ・利用実績に応じて徴収する

延長保育実施状況調査票

施設所在地 _____
 施設種別 _____
 施設名 _____

1 登録児童数 (_____ 年 5 月 1 日現在)
 標準時間認定 (前 ・ 後) ※前・後のいずれかに○をつけること。

利用時間帯	減免区分	登録児童数	年齢別内訳					月額利用料(円) 日額利用料(円)		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
30分延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
1時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
2時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
3時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
4時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
5時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
6時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
7時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
8時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
9時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	()
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	()
合 計	—	人	人	人	人	人	人	人	人	/
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注) 「登録児童数」の下(点線以下)には、第1・第2階層及び被災者の児童数を再掲すること。

2 利用料金の設定方法 ※いずれかに○をつけて、必要箇所記入すること。

- (1) ・月額 ・日額 ・時間(具体: _____)
 ・その他 (_____)
- (2) ・利用がなくても徴収する ・利用実績に応じて徴収する

延長保育実施状況調査票

施設所在地 _____
 施設種別 _____
 施設名 _____

1 登録児童数 (年 5月 1日現在)

(1) 短時間認定 (前 ・ 後) ※前・後のいずれかに○をつけること。

利用時間帯	減免区分	登録児童数	年齢別内訳						月額利用料(円) 日額利用料(円)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	()
	②	人	人	人	人	人	人	人	()
	被	人	人	人	人	人	人	人	()
2時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	()
	②	人	人	人	人	人	人	人	()
	被	人	人	人	人	人	人	人	()
3時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	()
	②	人	人	人	人	人	人	人	()
	被	人	人	人	人	人	人	人	()
合 計	—	人	人	人	人	人	人	人	/
	1	人	人	人	人	人	人	人	
	2	人	人	人	人	人	人	人	
	②	人	人	人	人	人	人	人	
	被	人	人	人	人	人	人	人	

(注) 「登録児童数」の下(点線以下)には、第1・第2階層及び被災者の児童数を再掲すること。

(2) 短時間認定 (前 ・ 後) ※前・後のいずれかに○をつけること。

利用時間帯	減免区分	登録児童数	年齢別内訳						月額利用料(円) 日額利用料(円)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	()
	②	人	人	人	人	人	人	人	()
	被	人	人	人	人	人	人	人	()
2時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	()
	②	人	人	人	人	人	人	人	()
	被	人	人	人	人	人	人	人	()
3時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	()
	1	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	()
	②	人	人	人	人	人	人	人	()
	被	人	人	人	人	人	人	人	()
合 計	—	人	人	人	人	人	人	人	/
	1	人	人	人	人	人	人	人	
	2	人	人	人	人	人	人	人	
	②	人	人	人	人	人	人	人	
	被	人	人	人	人	人	人	人	

(注) 「登録児童数」の下(点線以下)には、第1・第2階層及び被災者の児童数を再掲すること。

2 利用料金の設定方法 ※いずれかに○をつけて、必要箇所に記入すること。

(1) ・月額 ・日額 ・時間(具体: _____)

・その他 (_____)

(2) ・利用がなくても徴収する ・利用実績に応じて徴収する

年度 延長保育利用登録児童台帳〔定例利用登録者〕

施設名 ()

利用開始月 (異動月)	児童番号	児童氏名	年齢 (歳)	支給認定区分	保育希望時間		前後区分 登録時間	保護者の続柄	保護者の状況確認のための根拠資料		勤務時間 (通勤時間を含む)	減免区分
					登園 時 分	降園 時 分			保護者の状況確認のための根拠資料	保護者の状況確認のための根拠資料		
1					登園 時 分				勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分		
					降園 時 分			勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分			
2					登園 時 分				勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分		
					降園 時 分			勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分			
3					登園 時 分				勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分		
					降園 時 分			勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分			
4					登園 時 分				勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分		
					降園 時 分			勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分			
5					登園 時 分				勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分		
					降園 時 分			勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分			
6					登園 時 分				勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分		
					降園 時 分			勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分			
7					登園 時 分				勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分		
					降園 時 分			勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分			
8					登園 時 分				勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分		
					降園 時 分			勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分			
9					登園 時 分				勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分		
					降園 時 分			勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分			
10					登園 時 分				勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分		
					降園 時 分			勤務証明・その他()	時 分 ~ 時 分			

